

第2回逗子市地域自治システム全体懇話会 会議概要

日 時：平成25年10月31日（木）19：00～21：00

場 所：逗子市役所5階会議室

出席者：

（メンバー）田中メンバー、吉田メンバー、橋本メンバー、永瀬メンバー、上泉メンバー、土手メンバー、三原メンバー、松井メンバー、宗貞メンバー、大澤メンバー、松並メンバー、小平メンバー、瀬田メンバー、三田村メンバー、柳原メンバー、小川メンバー、若菜メンバー、松永メンバー、矢島メンバー

（アドバイザー）名和田法政大学法学部教授

（市）平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、廣末企画課長、仁科企画課副主幹、稲井主事、平元主事、森本市民協働部担当部長、細野市民協働課専任主査

議事概要：

1. 開会（廣末企画課長）

2. 「ずしの新しい地域自治」の仕組みの詳細の検討

（1）第1回全体懇話会に出された意見等の確認

（事務局）第1回は、まず全体懇話会を開催する目的と今後の予定、検討する内容などについて説明し、その後、仕組みの詳細の検討としてこれまでの校区懇話会での検討経過等について説明した。更に、平井市長よりこれまでの5つの小学校区で出た意見等に関し、1つ目が、小学校区という区域は適正か、2つ目が、(仮称)住民自治協議会のメンバー構成について、3つ目が、協議会が地域を代表すると客観的に認められる条件の必要性の有無、4つ目が、地域包括交付金、そして5つ目が、地区担当職員について、という5つのポイントを挙げて、現時点での市長の考え方を含め話し、あわせて意見交換を行った。

なお、その時に出た意見等の概要は、事前に送付した第1回会議概要に記載されているとおりである。

（2）意見交換

（事務局）市長から5つほどポイントが示されたが、多岐に渡ってご意見をいただいているので、資料5の1ページ目から順に進めていきたいと思う。限られた時間の中で効果的にご発言いただくために、論点のあるものや意見が校区によって大きく分かれているなど、特徴のあるものをピックアップして、意見をいただければと思う。ピックアップしなかったものもご意見等があれば発言いただき、取り上げたいと思う。

資料5の「1. 定義」から進めたい。「住民」については、沼間小学校区では在勤の個人の扱いについて意見があった。池子小学校区では事業所を含めるか否かについて、通常の

自治会・町内会との違いからの難しさについて意見があった。「住民自治協議会」については、定義の中にある「まちづくり」という言葉について沼間小学校区で意見があった。定義の論点は、「他に定義すべき用語はあるか」であるが、前回もメンバーからも「まちづくり」という言葉が意味することについて質問が出ている。また、逗子小学校区では、「自治」という言葉を定義すべきという意見も出た。定義について他に意見はないか。

(メンバー)「市民」という言葉ではなく「住民」という言葉を使っている意図を説明して欲しい。個人的には、一般的に使われる中では、「住民」より「市民」の方が住んでいるというだけでなく、地域づくり・まちづくりに関わるというシーンでも使われることが多いと思う。法人・事業所も含めるとしたら、他市の自治基本条例などでは「住民」でなく「市民」という扱いをしていることもある。

(メンバー)名古屋市民、逗子市民という市民権を意識して言いたいのか。それとも住民性・地域性を考えた時に、市民自治会という言葉は使っておらず、住んでいる人たちの自治という意味で住民自治会と我々は言っているが、そういった考えなのかだと思う。

(メンバー)もし「市民」であれば、議論に出てきた法人・在勤を絡めることに力をかける必要がなくなるため、意図的に使っている言葉なのかを知りたい。

(事務局)今回はあえて「住民」という言葉を使った。「市民」というと全市を対象にするイメージがあるが、今回は小学校区の中のその地域に住んでいる方々、その地域で生活している方々が対象であり、「住民」という言葉の方がそうしたイメージが付きやすいと考えた。しかし、意見の中でもっと良い呼び方があれば変更できるし、沼間小学校区でも「市民」の方が良いという意見も出ていた。

(メンバー)意図としては小学校区の区民のような意味合いで使ったということか。

(事務局)そうである。地域という言葉で小学校区のエリアと定義して、その在住・在勤・活動する方々を「住民」と定義した。より地域に密着したイメージということでこの言葉を使った。

(名和田アドバイザー)地域と関連した内容であるため、「住民」の方がなじむと思うが、どちらでもいいと思う。しかし、将来的に条例などで仕組みを担保することになった場合、条例上は「住民」の方が普通であり、「市民」という言葉はあまり使われていない。そういった意味では、「住民」の方がなじみはあるものの、逗子で活動されている方々が「市民」の方がなじむというのであれば、法制上の問題はないため、「市民」を使うのでも構わないと思う。

(メンバー)趣旨を伺えればよいので、了解した。

(事務局)2ページ目の「2. 地域」に進みたい。論点①「1つの自治会・町内会などが複数の地域にまたがっている場合、いずれの地域に属するのか」について、沼間小学校区では桜山親和会が逗子小学校区と沼間小学校区にまたがっている。また、葉桜自治会や光明寺自治会では、他の市町とまたがっている。沼間小学校区で出た意見として、住んでいる居住区で考えてはという意見が出ている。逗子小学校区では、まとめない方がいい、人

数の多い方の地域に含める、といった意見や、自治会・町内会の希望によるのではといった意見が複数出ていた。これらについてアドバイザーからも、この問題は全国的に悩んでおり、逗子市においてもよく考えて決めるのが良いとアドバイスをいただいている。

(メンバー) 小坪地区は小坪連合会に11の自治会が入っている。しかし、昔ながらの伝統的な区割りの区会もある。住んでいる方にとってはどういった形になろうが、気持ち的には参加できないということも耳にする。また、新しい方が外から来るのは構わないが、伝統的な行事含めて大切にしている地域は崩さないで欲しいという意見もあるため、簡単にかぶせられる話ではない。まとめ方は、地域の声や伝統的なものなどを聞いて整理していかないといけないと思う。先祖代々で守り上げてきたものもあるため、大切にしていけないといけない。

(メンバー) 逗子小学校区は、小学校区割りについてが一番もめた。海から山まで地域が広くて、新興の方も多く、自治会に入っている方の割合も少ない。1つにまとめることが良いのか、商業地域や住民地域などのエリアに分けた方が良いという意見も出るほど、かなり議論があった。小学校区にするにしろしないにしろ、なぜそうなったのかという理由を明確に示さないと、後々もめると思う。

(メンバー) 沼間小学校区は、沼間全域と桜山3～5丁目が範囲になっている。私は沼間に住んでいるため抵抗感がないが、桜山の方は少し抵抗感があるように感じる。わからなくはないが、個人的な気持ちとしては、全国区でこういった話が出た時に日本を1万個の地域に分けるとしたら、各地区1万人くらいの規模になる。これ以上細かく分けると、小字の話になり、何かをまとめていく時に規模が小さすぎてしまうため、逗子でこれからやろうとしている小学校区での分け方は理想的だと思う。私自身はこれに対して異論はないので、早く進めて欲しいという気持ちである。確かに新興住宅の方々との考え方の違いなど色々と問題はあると思う。しかし、意見の違いは構わないが、沼間に住んだら沼間の地域の方々とコミュニケーションをとって欲しい、地域になじむべきと思う。市が検討している小学校区の分け方は理想的だと思っている。これは沼間の代表としての意見ではなく、個人の意見として受け止めて欲しい。

(メンバー) 具体的に何をやるか次第なところだと思う。資料4の8ページであげている住民自治協議会の事業等は実際に地域で取組まれている事業があげられており、小学校区でやっているものやっていないものがあると思うが、既にやっていることを中心に考えていけばよいと思った。

(名和田アドバイザー) 佐倉市では、自治会加入率が8割を超えているが、原則小学校区としている。小学校区が自治会をまたぐ場合は、その自治会がどちらに属するかを決めるとしており、分断はしない。小学校区を基本にするが、自治会の区域を尊重するということを定めている。日本では小学校区と連合自治会の区域が一致している地域が多いため、小学校区と言いながら連合の区域も指している地域が多いが、小学校区とすることで子どもたちのための活動ということが重視される点は良いと思う。逗子の場合はいろいろな地

域があるため、原則は小学校区とするけど、いろいろな不都合に対して調整のルールを定めることによってうまくいくのかなと思う。

(メンバー) 個人的な気持ちとしては小学校区でいいと思う。小学校区だともれなくだぶりなく分けられるのでわかりやすい。後から来た新興のご家族でも、小学校はお母さん同士の付き合いから親交が始まり、地域の付き合いにつながることもある。ただ、中学校だとお母さん同士の付き合いはほとんどなくなる。お父さんも親父の会に入っていると、校区の知り合いもできるため、小学校区という分け方が良いのかなと思う。ちなみに、自治会が小学校区をまたぐ場合という話があったが、逗子はあるのか。

(事務局) 桜山親和会が逗子小学校区と沼間小学校区にまたがっている。

(メンバー) 親和会は自治会・町内会と少し違う意味の集まりであるため、今の話に加えるのは違うと思う。

(メンバー) 桜山1・2丁目が逗子小学校区で、桜山3・4・5丁目が沼間小学校区であり、丁ごとに分かれているため、逗子小学校区は問題はないのかなと思う。

(メンバー) 逗子小学校区で問題がないということは、沼間小学校区も問題はないということになる。

(事務局) 他の市や町にまたがっているところはあるが、他の事例はあまり聞かない。

(メンバー) 逗子市としては、まずは小学校区でやってみて、不都合があれば別の方法を考えるという形で進めることが良いと思う。

(メンバー) 子ども会は小学校区で動いている。逗子小学校区は地域が逗子・桜山・新宿という3つの地域を持っている大変さがある。でも小学校区で分けるなら、その中で細分化できる仕組みの方が良いと思う。小学校区で作るのは構わないが、やはり地域が離れている。

(事務局) 今は、資料5の2ページ「●小学校区という区域は適正か」という点についても意見をいただいている。

(メンバー) 今の逗子小学校区の話は、その中で桜山・新宿・逗子で分けるということか。

(メンバー) 逗子小学校区を作ったとしても、新宿は大きな自治会があり、逗子はばらばらで、桜山も3つほどグループがある。子ども会でまとめる時も、新宿と葉桜地区で話し合っても少し状況が違うため、新宿は新宿として、逗子・桜山もそれぞれで話し合っている。補助金も別々にしており、地域からいただくお金や活動、体育会の運動会もそれぞれなので、別個に活動している。しかし、最終的に逗子小学校区でまとめれば良いと思う。

(メンバー) 山の根のメンバーがいないが、その話も聞きたい。

(メンバー) 山の根の子ども会も同じく、久木と山の根の子ども会が一緒になって活動している。

(メンバー) 久木は久木子ども会連合会があり、その中に山の根、ハイランド、久木が入っている。子ども会連合会がトップで、各地域の子ども会がついてくるという形なので、

意志統一は連合会が中心にやっているため問題はない。

(メンバー) 沼間も同じ状況である。

(メンバー) 桜山3～5丁目が上桜山連絡協議会であり、それ以外の桜山地区が下桜山交友会となっている。そういう意味では既に分かれているのかと思う。

(メンバー) 子ども会は、小学校区ごとに連合会がある。逗子は逗子連合会があり、その下に桜山・新宿・逗子がついており、活動は地域ごとに分かれてやっている。

(メンバー) 連合会は3地域の各子ども会の会長が集まっているのか。

(メンバー) もっと小さい単位で子ども会があり、その集まりになる。

(名和田アドバイザー) 子ども会を事例とした内部の編成の考慮だが、協議会ができて内部に地域的な部会・分科会ができるのはありだと思う。宮崎市は制度があり、そういった地域がたくさんある。むしろ制度ができてから分区傾向ができた。小さい地域が自分たちでも1つ協議会を持てる自信ができれば分離独立するという動きがある。最初は15自治区だったが、今は19自治区ある。活動する中で住民の皆さんがこれでまとまろう、かつそれで運営できると思われれば、分区していくことは私個人としては良いと思う。

(メンバー) 行政の方の都合で、小学校区が良いと考えられて分けられたと思うが、事業の目的によって区域を分けるべきと思う。事業に取り組む喜びを感じられるのであれば、どう分かれようが納得してくると思うが、それがなくどう分けるかが先にきてしまうと、昔からの感情で住民は動くため困難だと思う。小学校区の人的資源・社会資源をもって問題解決していくこと自体は良い提案だと思うので、もっともっと議論を進めていきたい。住民に説明する時も、ここで切りますというだけでなく、こういうことをやるから目安としてこう分けするという言い方にしないと、目的のところで一致できないので、いつまで経っても切れないと思う。

(メンバー) 本来的には地域住民がこんなことをやりたいという話を起点に始まるべきだと思う。例えば社会福祉協議会がやっている事業を拡充してくのはどうかと地域から行政に投げかけ、行政からアドバイスをもらうという形でやっていけば、今みたいな話もないと思う。行政がこういうことをやりなさいという形でくるため、押しつけとは言わないが、それに近い形でやろうとしている。住民から出てくるものであれば問題ないが、結局行政が仕切りをやるため、行政の下請けは嫌だという感じになる。そういうものを払しょくした形でやってもらいたい。だからお金は出さないで欲しいという話になってしまうが。

(事務局) 市民の方の発意で起こっていけば、ひとつの自治としてまとまっていくと思う。ただ現状としてそういうものが弱い地域、強い地域があるし、市のニーズとして、高齢化が進み財政が厳しくなっている中で、市として仕組みを作り、仕組みを実行できるか否かは皆さんで協議してもらおうという形で、きっかけ作りをさせてもらっている。

(メンバー) 協議会の仕組みは良くできてるし、必要だとも思っている。しかし、ある日突然行政からこういうことをやれと言われたことが、なんとなく釈然としない。

(事務局) 仕組みは作るが、組織としてできるかは準備会や準備会に入る前に議論いただ

ければと思う。

(メンバー) 小学校区単位ということでは、一番良い例では、避難所運営委員会がある。そこでは小学校区単位の各自治会・町内会の役員や幼稚園の関係者、災害ボランティアの方など、いろんな人が集まってやっている。それは協議会が発足しても従来通りあるが、横とのつながりを主にして、その中で各自治会・町内会長、他の団体が中心となり、共通して横のつながりでできることからやっていくという形が良い手だと思う。できないものは後回しにする。机上の論理だけ言っている、自分の協議会で何ができるか次第である。一番良い例は、避難所運営委員会のメンバーで他にできることを考えること。子どもの教育や福祉対策など、大きなポイントを決めてスタートする。うまくいって余力があれば他にもやっていくという風に、段階を踏んでやっていくのが良いと思う。

(メンバー) 逗子小地区避難所運営会でも同様である。設立から関わっているが、逗子小学校区は自治会の連合会がないという話があるが、避難所運営会で10年以上前から各自治会が集まってやっており、横のつながりができている。たぶん自治会連合会や協議会をやるにしても同じメンバーが出てくると思う。今まで防災しかやってなかったが、他のこともやっていこうというのは十分可能な話であると思う。まずは小学校区単位で始めるというのが私の意見である。

(メンバー) 沼間地域も同じで、避難所運営委員会を7年前に立ち上げた。当時は小学校区でやる意味がわからなかったが、やっていくうちに変わった。当初桜山の方は名前が出てこなかったが、上桜山連絡協議会で出てもらおうという形でスタートした。非常にスタートはスムーズにいった。避難所の場合だと、自治会・町内会ができていなくても参加するところがあり、自治会のないマンションも管理組合で出てくるため、参加率は90%を超えている感覚である。そのつながりで3年前から進めている連合会、これから始める協議会にもっていききたいと思う。

(メンバー) 逗子小学校区の話だと、桜山はどこが含まれるのか。

(メンバー) 桜山1・2丁目と下桜山の6～9丁目である。逗子は全ての丁目が入っており、新宿も入っている。

(メンバー) 避難所の話があったが、沼間では協議会イコール連合会というので集まっており、体育会なども連合会に属してもらっている。なぜそうなったかという、各団体は縮小されてきており、沼間のズシップは単体で活動するのが難しいため、地域に助けて欲しいという話がきている。学校も参加しているが、地域からいろいろ情報をとりたいし、流したいというのがある。地域にやってくれというのが増えてきており、それが一つのかたまりになっている。なので、小さな団体ではなく、沼間小学校区というまとまった団体で進めていく方が良いと思う。

(メンバー) 連合会を作る時に一番必要性を感じたのが、地域の活動団体の人たちである。PTA や小学校・中学校、商店街など、皆さんから連合会を作ってくれないかという声があり、皆で作ってきた。我々が立ち上がってこの指止まれでやったわけではない。今活動し

ている各団体は、連合会の一メンバーとして活動してもらっている。高齢化による担い手不足も連合会としてどうバックアップしていくかという話もある。防災の関係なども出来上がっているため、小学校区への抵抗感は一切ないので、早く進めて欲しいという意向である。

(メンバー) 前回の会議概要の5ページの上から8行目に、「立上げの背景は、人口減、税収減による予算の枯渇があると思う。そのためこの取組みと並行して無駄の削除も行う必要がある」とある。それを受けて市長は、「人口が減り高齢化すれば財政が厳しくなるため、公助の部分を減らさざるをえない。地域でできることをどうやって皆さんと協働していくかという観点で取組んでいきたい。」と言っている。地域でできることにはばらつきがあり、歴史もあるため、それを前提に、動けるところから動いて欲しいという話もあったが、そもそも地域でできることとはどういうものがあるかを事務局から提示いただき、スケジュールも示していただけると、進めやすいと思う。

(メンバー) 資料4の「6. 住民自治協議会」の事業等に例示がされている。

(事務局) 今回の懇話会は新しいことを決めるのではなく、意見交換の場という趣旨がある。ここで聞いたことは前に聞いたということもあると思うが、校区を超えた交換はまだしていないので、お付き合いいただくとありがたい。

資料5の4ページ目の「3. 住民自治協議会の要件と認定」について、ア〜キまであげている。論点としては、アの「②団体のうち、活動範囲が小学校区を超えるものの扱いはどうするか」というのがある。そうした活動は、中学校のPTAや学校支援本部などがある。また、体育会も桜山などは小学校区を超えた活動になる。これらの活動に対しては、オブザーバーやサポーターとして参加してはという意見があった。また、複数に参加するのは負担となるため、所在しているところの協議会には所属するが、それ以外は必要に応じて意見交換・情報共有ができるようにしてはという意見もあった。

(メンバー) 全体としての認定条件に触れさせてもらうが、ボランティアイズムの団体がなぜ市長から許認可を受けながら事業に取り組んでいかないといけないのか。ましてやお金の流れもある。許認可に基づきながら自治会活動をやっているところは一つもない。協働ならわかるが、公金を流すことは憲法第89条で禁じられている。我々が社会福祉法人や、社団法人をとらないと公金を流すことはまかりならないと思っている。

また、市長や議会が変わった時に、どうなるのかという点もある。協議会に一生懸命取り組んできたものの、そのタイミングでひっくり返ることがあれば、継続性が危ぶまれるので、もしやるのであれば長いスパンで考えて欲しい。

公金を流すのであれば、社会福祉協議会や公民館の社会教育活動を含めて、こういったところを通じて仕組みを作らないと、基本的事項に関わってくると思う。小学校区単位で何かやろうということには大いに賛成である。先駆的な取組みとして避難所運営委員会も出た。社会福祉協議会は保健師も担当制で動いている。そこをうまく住民性に合わせた形にしてやって欲しい。いちいち市長の許認可を得なければならぬとなると、住民の発想

が枠にとらわれてしまう。公金が直接流れてくるというのは、市長の配下となり、大政翼賛会時代の自治会・町内会になってしまうので、それはやめて欲しい。ただ、動こうということ自体は素晴らしいことだと思う。我々も力を寄せ合っていこうとする時は、小さな町内会では限りがあるため、IT時代を踏まえて広がった取組みをしていくことが必要である。公的な制度と民間のボランティアイズムを合体させて、国の方でも包括ケアシステムを作ろうという考えもある。そういったことを踏まえてこうした作業を進めているのであれば、おおいに私も乗っていきたいと思う。

（名和田アドバイザー）認定や認証が必要である理由として、民間組織としてできたものを行政が認定するというのは日本のこの種の仕組みでよくある流れである。ドイツでは、法律により、形式上、行政の末端機構として作るとしている。日本の場合は、協働の仕組みにおいては、行政として付き合うべき団体かの判断はされるが、認定して特別なパートナーとして認める必要はない。しかしながら、なぜ多くの自治体が住民自治協議会の認定という仕組みを条例等で定めるかという点、各地域に一つしかないからであり、そこに交付金が流れるからである。交付金という税金を原資にしたお金を地域のために使うに値する団体かどうか、逗子市民の代表として市長が認めねばならないというのがある。

また、資料4の6ページあたりに書かれることだと思うが、一般的に自治基本条例に参加、協働と理念がうたわれるが、参加とは身近な民主主義を高めるという意味である。協働は身近な自分たちの課題を自ら解決するという意味である。この2つは非常に違っている。参加という文脈で言うと、住民自治協議会は地域の声を行政に伝えて尊重してもらうという側面がある。行政から言うと、住民自治協議会で議決されたことは個々の住民が言っていることでなく、地域として言っているのだと受け止め、他の国の様に行政を拘束するものにはならないが、行政として尊重して市政を運営していく。逗子市は他の神奈川県内の自治体と比べたら小さいが、それでも人口5万数千人以上いれば立派な大規模自治体である。自治体が大規模になったことにより、小さな地域の声が市政に届かないという問題がたくさん起きた。そのためにこういった仕組みができてきたという文脈がある。協議会が言っていることは地域全体が言っていることであり、そういうものとして尊重しようというのがあり、そのために認定という仕組みが必要になると理解している。全体として協働という地域の課題をどう住民自身が解決するかという方に力点がいきがちであるが、参加という身近な声を市政に届ける面も重要であり、これは地域の声であると市長が認めるプロセスが必要になると思う。

認定という仕組みが全国的に始まったのは、都市計画のまちづくり条例に関連してである。横浜市・川崎市・町田市は、都市計画的課題に取り組む団体がその地域のルールを定めるので、個別の団体が勝手にルールを決めたのではなく地域全体として合意したということをして市に尊重してもらうために、市長が団体を認定する。認定という仕組みは身近な声を市政に反映させるという文脈で出てきたため、認定は必要であると私は理解している。

（メンバー）我々も個人や自治会、連合会で陳情をしているため、ここでなければならぬ

いとするのは行政がアウトソーシング化したいように見える。市長も行政職員もアウトソーシングではなく、地域をまわって、住民一人ひとりの悩みや苦しみを聞くという形でないといけない。名和田アドバイザーが言われたのは、協議会が完成して成熟して10年後のシステムだと思う。陳情は個人も団体も宗教団体もしており、宗教も政治も絡んで自治会活動をしているため、政治活動はだめと言われると困惑してしまう。

(メンバー) 市長や議会が変わるとこうした仕組みも作り直しになるという話があったが、藤沢市は市長が変わり名前や組織の位置づけが変わった。それは次の市長を選んだ市民の意図であるから良いと思うが、市長が変わった時に認定などの手続きが必要になるか。

(メンバー) 申請主義なら良いと思うが、無限の発想のある市民を公の作業で縛るのは違うと思う。住民を信じてもらい、認可でなく申請にもとづいてお金が出るという、新しいパートナーの形を作りたいと思っている。

(事務局) 元々こちらが認定をするというよりも、申請をしていただく形ではある。まずは要綱で行うが、最終的には条例事項だと思っている。また、これまでも言ってきたとおり、地域でできることを計画してもらい、計画に基づいて申請をしてもらうという話になる。その時に地域を代表する形で計画を作ってもらうので、地域を代表していることを市が認定をしていかなければならないと思っている。

また、市長が変わったら、議会が変わったらという話だが、これは住民の方の意志である。住民自治協議会は市を大きく変えていく仕組みであるため、こうした仕組みはいらないと考える市長を市民が選んだ場合は、制度を変えざるを得ないのは当然のことと思う。私たちは今の市長のもとにこの制度がこれからの逗子にとって必要な制度だと思い、市長のもと仕組みを作ろうとしているが、それは今の市長の姿勢を受けてやっていることである。

(メンバー) 我々は民間のボランティアイズムの組織であり、公金をいただくことは憲法89条で禁止されているため、公金が直接流れてくることに危機感を持っている。社会福祉協議会などから地域にお金が出る仕組みがあるため、そこをもっと伸ばしていけば良い。

(事務局) 補助金や交付金については、地方自治法上で公益性上必要があれば補助金を出すことができるとされている。基本的に補助金は認可のない団体にも出せると考えている。補助金を出すからには用途を明確にする必要はある。

(名和田アドバイザー) 公の支配とあるが、厳密に解したら全然自主的な活動は行えなくなるので、監査を実施したり報告を求めるということで十分だというのが通常の解釈である。

(メンバー) 私は公金は直接ボランティア組織に流れてこない、使ってはならないと思う。それが市長や議会が変われば直接住民に多く流れると、本当の住民性がなくなってくるから、そうするのであれば社団法人や宗教法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人を作るという形だと思う。

(事務局) そんなことはない。例えば交番連絡協議会に補助金を出しているが、法人格を

持っているわけではない。

(メンバー) 各団体が個別に補助金を申請している。今もらっている補助金の金額の何割か削った上で、市が包括交付金という形で出すため、補助金は今までより少なくなる。その中でやりなさいと言われても良いことができるわけではないが、これをやることでの市のメリット・デメリット、我々のメリット・デメリットを教えて欲しいと言っているが明確な答えが返ってこない。市長が前に言っていた、高齢化で財政が困難になると予算が枯渇する、だから公助が少なくなる、というのはそういうことである。結局補助金の枠を出ず、例えば100万円出していた補助金が80万円で協議会で何とかしなさいとなると、人間関係がおかしくなるから、お金はこちらから申請したものをくださいという話である。

(事務局) 補助金を交付することによって住民自治協議会を市のコントロール下におこうという意図は全くない。それはご理解いただきたい。

また、前回市長から、補助金の枠の中から組み替えて交付金に持っていこうと最初考えていたがそれはできなくなり、一部交付金に持っていくものはあるが、新たに財政出動を考えているといったこととお話させていただいた。行政のメリットは、これまでもお話ししているが、高齢化や多様化していく中で、地域の方が活動して地域が強くなるというのはこれから先行政にとって非常にメリットのあることだ。例えば、災害時の要援護者や子ども見守り、避難所のことなど、行政は全てを実施できない。それが地域の方が強くなり、自分たちで運営していただけるだけすごいいメリットになる。

(メンバー) 地域防災はそもそも行政が担っていた部分を我々に投げかけたわけであるが、それはうまくいき行政としてメリットが出ていると思う。そうしたことは良いと思うが、お金を落とさないでもらいたい、申請主義にしてもらいたいと言っている。

(事務局) そこはご意見としていただいていると認識している。

(メンバー) 市長がお話した時に、制度設計を変えないといけないかもしれないと言っていたが、議事録にそれは書いてなかった。包括交付金について、運営費、準備費用は良いと考えている。ただ、補助金を与えられて、協議会内部でぶんどり合戦になるようなことは困ると申し上げたら、制度設計も考え直さないといけないというニュアンスのことを言ったと私は受け取った。

(事務局) 事業をやる目的ごとに交付するという言い方を市長はしたと思う。例えば防犯の事業をやるのであれば、そのためにお使いくださいということである。

(メンバー) こちらが申請をして、行政が判断をするのであれば構わない。

(事務局) そういう仕組みにしていくのか、もっと自由に使えるようにするのか、それは今後の制度設計次第だと思う。

(名和田アドバイザー) 市長は、小坪地域の懸念を払しょくできるような制度設計にしたと言われたと思う。

(メンバー) それは議事録に載っていないと思う。

(メンバー) 私のメモだと、交付金に関して市長は、避難訓練とかサロンとか共通的なも

のに出しましょうと。地域ごとにニーズを洗い出し取りまとめて、優先順序をつけてもらい、市が予算を組みたてる時に順序化していく。地域で自主的事業に取り組んでください。そのコミュニティビジネスの発展は自主財源になる。導入することで地域の対立はだめですよと。この様に書いているため、確かに議事録とニュアンスは異なると思う。

(名和田アドバイザー) 議事録の4ページの1行目は、その様に読めると思うが。

(事務局) 事務局としては、4ページの4行目の「選択事業は、」以降は、その様なニュアンスとして概要として残しているつもりであるが。

(名和田アドバイザー) まとまった額を地域におろす自治体もあるし、申請に基づいて交付する自治体もある。メンバーのご意見は後者であって欲しいというご意見だと思う。

(メンバー) そのとおりである。

(事務局) 議論が要件から交付金のところまで広がっているが、一旦要件に戻りたいと思う。要件については、団体のうち活動が小学校区を超えるものの取扱いがある。また、構成する団体に必須の団体を設ける必要があるか、どの様な団体がどのくらい参加したらいいかも論点にしている。これは、名和田アドバイザーからもお話があったが、代表として認めていかなければならないという考えに基づき、どの様な要件をクリアする必要があるか、そこで決めたことは地域の声を反映しているんだと認められる条件はどうしたらいいかというのを基に、皆さんからご意見をいただいたものである。小坪小学校区では、必須の団体は設けなくて欲しいという意見があった。逗子小学校区は、自治会・町内会の2/3以上や、8割以上参加していれば良いのではといった意見もあった。数として、このくらいであれば良いという共通のものはなかった。

(メンバー) 逗子小学校区の議論をかいつまんでお話ししたい。どんな組織が良いかという問いかけであったため、あらゆる組織があがった。私の個人的意見としては、協議会を構成する団体・メンバーと、運営するメンバーは別になると思う。全部の組織の代表がきてやるわけではなく、学校関係や福祉関係、防災関係、自治会関係などの組織の中から何人かきて、運営会を組織するのが良いと思う。福祉なら10、20団体あるが、そこから代表が選ばれて出てくる。教育、子ども関係もしかりである。また、議論が組織にしばられていたが、組織に入っていない人はどうなるかというのも気になっている。シングルマザーで市外の保育所に預けているといった方もいるが、そういう方は市につながりがない。そういった方の意見をどう吸い上げるべきかという点も考える必要があると思った。

(メンバー) 組織に属さない個人とはどういう方になるのか。

(メンバー) 例えば、自治会に入っていない人。入ってなくても市民である。市民の属性で考えないといけない。年齢・性別・ライフスタイル・出身・家族構成・年収など市民の属性はいろいろあると思うが、これらの方がどこかの組織に入っているか、もれている人をどうするかという見方をしなければいけない。例えば家族構成でも、老人単身の方もいれば、老夫婦で子どもがいる人いない人、子育て中で子どもが未就学児・小学校・中学校・高校・大学、夫婦だけで子どもがいない方、独身、病气療養中、身体障がい者やその

介護を行う方などがある。また、概論ではなく、細かく落としてこの中に入ってるか否かをやっていかないといけない。本当に助けを求めている人が漏れてしまうことが怖いと思う。

(メンバー) 何かをやろうとした時に、100%でなければ動かないというやり方でやるのか。例えば今あげられた方は自治会に入るべきだと思う。それを入らなくても良いという扱いをするから、今の様な議論になる。できる限りそちらの方向に持って行って、自治会の集まり、各団体の集まりで協議会を作っていかないと、何から何まで100%やろうというのは絵に描いた餅だと思う。

(メンバー) 自治会に入ることが理想だと思うが、実際には入っておらず、特に若い家族の方々がなかなか自治会に入らないという現実がある。入りたくても入れない方々も税金を払っている。

(メンバー) 福祉教育などに触れる、参加することで、自治会等の会員にならなければという気持ちになるが、仕事をしている人は学習する機会がない。社会福祉協議会はそういった機会を設けているため、そこを拡大していこうとされるのであれば良い。ここに参加されている方々はお互いに聞けて勉強できるので良いが、福祉力・地域力・住民力を高めていかないとだめだと思う。

(メンバー) 我々が住んでいる地域は自治会はあるが、自治会がない地域もある。そういった方々をどうやって救うのかということもある。

(事務局) 8ページのオのところでも、個人としての参加についての意見をいただいている。個人には、自治会・町内会が組織されていない地域の個人、これは所属したくても所属できないという個人と、自治会・町内会は組織されているが、それらには属していない個人がいる。逗子小学校区は自治会組織率が約40%であるため、約90%の池子小学校区などとは全く一緒には考えられないと思う。地域性によってやり方は変わってくる可能性がある。また、自治会・町内会に参加していないが、会の代表ではなく個人として積極的に活動したい方もいるという意見も出ていた。

(メンバー) 自分自身も自治会をやっているのに、なぜ入ってくれないかというのは経験をしている。

(メンバー) 逗子の中で一番の欠点は、自治会・町内会の結成を促進させる働きをもたないといけない。個人の話まで含めるといくら時間があっても足りない。社会の中のルールもあるわけだから、住んだ以上はその地域のことを知ったり、もっと社会的なことを知らせるべきだと思う。行政に言いたいのは、そういうのを作れるような雰囲気醸成を欲している。それが無い中で、地域の自主的な判断ですとやられてしまうと、まとまるものもまとまらなくなり、時間ばかり経ってご破算になる。今出てきているものの中で、何が必要で何が不要でないか、困っていることは何か、どう解決すべきかという論点にしないと、長々といつまでたっても結論がでない会合になってしまう。これは最終的には行政の指導の仕方だと思う。地域に自治会・町内会を作ってくださいということがなぜ言えないのか。

それがない中でこういったことを持つてくるのでややこしくなるのだと思う。

(事務局) 7ページの論点⑥について、住民自治協議会に不参加の団体がある場合には、その団体の取り扱いはどうするのかという点がある。自治会・町内会であればそこだけ地域が抜けてしまうことになるが、協議会ではそこに対しての事業はできないという意見があった。一方で、逗子小学校区では、現状では全ての地域に自治会・町内会ができていないため、横断的な組織であればカバーできるのではないかと、地域の課題を解決するための活動であれば置き去りになるような地域があってはならない、自治会・防災会の活動が全くない地域もあるので、そうしたところが参加できる事業をしないとこのシステムの意味がないという意見があった。

要件としては9ページになるが、⑦で規約を設けるということについては、制度の中で意思決定機関・方法を定める必要があるかということをお聞きした。地域ごとに決めればよいという意見があったが、逗子小学校区では制度として決めておくべきという意見が複数出ていた。10ページでは認定する要件についてその他の意見をまとめている。久木小学校区や池子小学校区で名和田アドバイザーからもご指摘があったように、構成員が誰なのか、個人なのか団体なのかをお示ししていないため、組織のイメージがわからないことから出ている意見が多い傾向がある。構成員については、基本的な考えは制度の中で決めていくが、実際の協議会の構成員をどうしていくかは各協議会で決めていただきたいと考えている。組織の作りについても、先進事例を見ても協議会ごとにより異なっているので、地域の皆さんで話し合いながら特色に合わせて作っていただけたらと思う。

11ページの(2)(3)について、認定の取り消しの部分である。

(メンバー) 沼間小学校区は連合会があるから規約などいらないという意見があったが、我々も小坪地区自治会連合会というものがある。連合会が加入すれば小学校単位の組織ができるが、既存の連合会は名前を変えるとなくなってしまう。そこはデリケートな話になるため整理しないといけない。

(メンバー) 協議会の下に各団体が入るのではなく、連合があってその上に協議会ができるということか。

(メンバー) それは地域ごとだと思う。しっかりした連合会があって、看板変えるだけでできるところと、逗子小学校区のように地域によっては自治会もないというところから始まらないといけないところもある。

(メンバー) メンバーの発言に齟齬があるのは、小坪にある連合会というのは、小坪地区の中にある自治会・町内会の連合会である。この連合会はPTAや子ども会、ズシッなどと一緒にやっているわけではないためそのまま協議会へは移行できない。だから、改めて協議会を作った方がいろいろな意見が聞ける。連合会のありようは、本来的にはガバナンスをするところではなく、各自治会が困って行政にものを言う時にまとまった方が良かったため作ったものである。それを勘違いして統治の様にしてしまう場合もあるが、それはおかしいので、協議会の中でやっていこうという話是可以できると思う。

(メンバー) 沼間小学校区の場合は、連合会に自治会やいろいろな団体が入っているため少し違う。連合会は、各団体へ指示を出すことはしない。皆さんの意見を審議して、これは持ち込む、これは地域の中で完結させよう、というのを決めるところである。だから、例えば運動会をやる時は体育会が主催になって連合会が後援する様な形をとっており、今まであった団体を尊重しながら地域が助けるという仕組みにしており、こういった形が連合会、協議会だと思っている。だから、連合会に入るのは個人ではなく団体だと思っている。

(事務局) 先ほども個人の参加をどうするかという話があったが、地域性で事情もかなり変わってくる。メンバーのおっしゃるとおり、逗子小学校区は自治会組織率が40%なのでほかの60%の住民の方をどうするのかというのは、他の地域と違って大きな課題である。市として制度を固めていくに当たっては、全体としてどうしたら良いかを皆様の意見を聞きながら判断していきたいと思う。

時間の関係もあるため、次第2の検討は、「3. 住民自治協議会の要件と認定」までで終了としたい。次回は「4. 住民自治協議会の役割」から通して行いたい。次回に「3. 住民自治協議会の要件と認定」以前でもご意見があれば戻って議論したい。

(名和田アドバイザー) 各小学校区懇話会が終わり全ての小学校区からお集まりいただいたことによって、議論の前提がそろっている印象を受けた。例えば必須団体を議論する上では自治会の加入は必須になるであったりとか、よその自治体でも自治会の加入に関して条件を持たせているのは多い。皆が共有して思っていることを確認できる機会という意味では、全体懇話会があって良かったと思う。避難所運営委員会の体験が逗子では大きいのかなと思った。小学校区で寄れば新しい力が湧いてくるのではないかというのを感じたので、小学校区でまとまってできる事からやっていけば良いのかなと思った。私は法律が専門であるが、ソーシャルアクションを重視しているので、やってみる姿勢が重要であると思う。小田原市も少しずつ進めているが、26地区中13地区で地域運営協議会が立ち上がっている。小田原市はハードルを低くしており、認定という仕組みをまだ設けていない。やれることをやっていけばできるのである。逗子のそれぞれの小学校区で新しい力と地域の力が合体して、素晴らしい事が始まるという姿を早くみたいと思った。そのためには最低限のルールが必要なので、行政としては制度設計を自信を持ってしたいためこの全体懇話会を開いているため、まどろっこしいかもしれないが、次回ももう一度お付き合いいただきたい。

(メンバー) 資料5で議論していたが、資料4は使わないのか。

(事務局) 資料4にもとづいて出された意見を資料5にまとめているため、元に戻らないと趣旨がわからない場合もあるので、資料4も参考資料としてお持ちいただくようにしている。全体懇話会出た意見を踏まえて、また資料4を改善した様なものを作っていく形になる。

(メンバー) 自治会に入っていない人がいるという課題は、協議会が設立すれば解決する

という風なことが一番最初にもらったものを書いてあった。しかし、協議会をやれば自治会に入っていない人が入ってくるのか。方法論を教えていただきたい。自治会に入っていない人をどうするのが問題なのではないか。協議会が自治会に入っていない人も魅力を感じるものになれば良いが。今でなくて構わないので今後提示いただきたい。

(メンバー) 前回図表化して欲しいという意見があったが、それはいかがか。

(事務局) 今作成中である。この場でお示しするというよりも、自治会・町内会への報告の場で必要ということだったので、引き続き作業を進めていきたい。

(メンバー) むしろ、この集まりの中である程度のたたき台を示し、意見をもらうのはいかがか。

(事務局) 全体懇話会は回数と時間も限られているので、この中で議論するお時間を取るのには難しい。

3. その他

○ 次回の日程について

- ・ 次回の日程は、11月20日(水) 19:00~21:00、場所は市役所5階会議室。